

社援第二六二三号

一九六〇年十一月二十八日

社会局長

駐日、代表事務所長あて

戦斗参加保留者の措置に対しては、貴所の御尽力により遂次解決に向いしているものであつて先般の内報により明るい見透がつき喜んでるところであるが、十一月二十六日沖繩タイムスタ刊に東京発として「戦斗協力者に新措置」「援護法を拡大適用厚生省は方針を発表」と題して報道されているが、その内容による数字が当局資料と左記のとおり相違しているので御調査の上貴所手持ちの資料も御送付願いたく依頼します。

記

以上

琉政調査

駐日調

差

七十五才以上

五四九

援護法

七才から十三才まで

四六三四

五一八四

九四五

その他

九四六

〇才から六才まで

六一九四

四二三四

二七二四

〇〇学童

七六四

八月一日 現在

一九六〇年 琉球政府駐日代表事務所